

## 設 立 趣 旨 書

平成26年1月30日

特定非営利活動法人関東遺品整理協会

### 1 設立の趣旨

我が国では、他に類を見ないほどのスピードで社会の高齢化が進行しています。平成24年版の内閣府発表の高齢社会白書によると、平成23年10月1日時点における全人口に対する65歳以上の割合が23.3%に達し、前年より0.3%増加し、今後も高齢化の一途をたどると予想されています。社会の高齢化に加え、近年の核家族化等の影響で、高齢者のみの世帯は増加している傾向にあり、厚生労働省の国民生活基礎調査によると、全世帯の約8%が65歳以上の独居世帯であるという結果が出ています。

こうした中、一人暮らしの高齢者が住居内で突発的な疾病等により、誰にも助けを呼べずに誰にも看取られることなく亡くなってしまいう孤独死が社会問題化しております。全国で年間約1万5千人が死後4日以上経過して発見されているという推計結果が出ているなど、地域のつながりが薄れたことや高齢社会の現実を如実に表す現状となっています。家具や生活用品が残された状態で住人が亡くなった場合、遺族はその遺品の整理と廃棄が負担となってくる場合があります。故人の思い出の品や高額な金品が残されている可能性も含まれるため、遺品を単に廃棄物として扱うことに抵抗を感じる遺族も少なくないため、どのように処理を行えばいいかわからずに苦心する方が多くいらっしゃいます。また、身寄りのない方が亡くなった場合には、部屋の片付けや遺品の整理が最終的に自治体の負担となることもあります。

また近年特有の傾向として、少子化や核家族化の進行に伴い、特に独居の方が亡くなった場合に、残された遺族が生前に故人と交流のなかった遠隔地に住む親族しか対応できる方がいないというケースも多く発生しており、こうした遺族の中には縁遠い故人のために遺品整理を行うことに抵抗のある方もいらっしゃいます。このような中、残された遺族は遺品の整理を自分達で行うべきかどうか、また自分達で行う場合でも故人にとって何が大切なものかわからず、処分をするものや残しておくものの判断もつかず、途方に暮れてしまうこともあります。

このような問題を解決し、故人の遺品整理について困っている方がいる現状を踏まえ、特に孤独死の場合には、身近な遺族がなく遠い親族の負担となるため、早期に支援の輪を広げる必要があると考えます。また、遺品整理を行っている個人や団体も近年増えてきていますが、遺品整理業を直接規定する法律等はないため、手探り状態が続いている中で、知らず知らずのうちに違法行為が行われているという現状もあるため、遺品整理業を行う側が自主的に適正な業務の遂行を促し、遺族を中心とした利用者や一般市民に対して透明性の高さと健全な運営を広く普及させる必要があると考えます。

そこで私たちは、孤独死者及びその遺族のための遺品整理の支援・援助に関する事業、遺品整理を行う個人・団体等との協力・支援・援助に関する事業を行います。それによって、遺品整理で困っている方々の支援を図ると同時に遺品整理業の社会的認知度を上げるとともに適正な運営の促進を図ってまいります。

開設にあたっては、契約締結の面など事業の遂行上法人格が必要となり、積極的に情報公開を行うことで社会的信用を高めていくことができる特定非営利活動法人が最適と考え、特定非営利活動法人関東遺品整理協会を設立することにしました。

当法人は、広く一般市民に対して、孤独死者及びその遺族のための遺品整理の支援・援助に関する事業、遺品整理を行う個人・団体等との協力・支援・援助に関する事業を行い、遺品整理を通じて故人及びその遺族の支援及び福祉の増進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とし、社会に貢献していきたいと考えております。

## 2 申請に至るまでの経緯

平成26年1月23日午後1時より 発起人会を開き、設立の趣旨、定款、会費及び財産、平成26年度及び平成27年度の事業計画、活動予算、役員案を審議し決定した。

平成26年1月30日午後1時より 設立総会を開き、発起人より設立の趣旨、定款、会費及び財産、平成26年度及び平成27年度の事業計画、活動予算、役員案を提案し、審議の上決定した。

もって、特定非営利活動法人関東遺品整理協会の設立を申請する。

平成26年1月30日

特定非営利活動法人関東遺品整理協会  
設立代表者 住所又は居所 千葉県野田市中根193番地

氏名 染谷 一 印